

## 広島県告示第四十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によつて、広島港における小型船舶特定係留施設及び五日市漁港フィッシュヤリーナの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横田美香

名 称 及 び 代 表 者 氏 名	指 定 を 受 け た 者 主たる事務所の 在 地	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
株式会社ひろしま海湾 管理センター 憲 代表取締役 甲田 良	広島市南区宇品海岸一 丁目一三番一三号	令和八年一月一五日	令和八年四月一日～ 令和一八年三月三一日